

## 京丹後市入札監視委員会(令和3年度第1回) 議事概要

開催日時	令和3年7月20日(火) 午後1時30分～午後4時30分	
開催方法	ZoomによるWeb会議	
出席委員氏名(職業)	委員長 村尾 慎哉 (公認会計士) 委員 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 教授) 委員 高橋 映次 (弁護士)	
議事概要	1 開会あいさつ (中西総務部長) 2 委員長の選出 3 議事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 4 次回抽出委員の選出 角田委員を選出 5 次回開催日程の調整 6 その他 7 閉会あいさつ (中西総務部長)	
審議対象期間	令和2年10月1日 ～ 令和3年3月31日	
抽出案件	総件数 8件	(備考)  対象件数 76件
一般競争入札	3件	
公募型指名競争入札	—	
通常指名競争入札	1件	
随意契約	4件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、素朴な疑問が湧くような入札結果については、業者にヒアリングする等の検証を行っていただきたいこと。 同額での抽選や不自然に近い入札金額で落札された場合、なぜ金額が揃ったのかを事後に工事内訳書等で確認していただきたいこと。	

## 別紙

「3 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 令和2年度 京丹後市内交通安全施設維持工事 …… 一般競争入札

※ 落札率が低かった案件。

意見・質問	回答等
○最低制限価格について (1) 最低制限価格を設定しなくてもよい案件か。	設計金額が 500 万円未満で単一工種や簡単な工事については、最低制限価格を設定しないものとしています。
○入札金額について 単純な工事の場合、業者の入札金額が全部同じで抽選になる場合が多くあると思うが、なぜ今回はばらつきがあるのか。	競争性が働いたのではないかと考えます。
○予定価格について (1) 予定価格と実勢価格が合っていないのではないかと。	予定価格は国が示している一般的な諸経費率で積算しているが、単純な工事のため、実勢価格は諸経費率で違いが出ているのではないかと考えます。
○予定価格について (2) 予定価格を実勢価格に合わせる方が合理的ではないかと思うが、一般的な諸経費率での積算しかできないのか。	実勢価格を調査する方法は時間がかかるため、今後検討していく内容ではあるかと思うが、今は一般的な諸経費率で積算していきたいと考えます。
○落札業者について 落札業者は京丹後市の工事を頻繁に受注している業者か。	京都府内の市外業者で今回初めて入札に参加した業者です。
○入札参加資格について 市内業者を優先している場合が多いと思うが、なぜ今回は京都府内の業者まで条件を広げているのか。	今回の入札参加資格を満たす市内に本店を置く業者はなく、市内に営業所を有する業者が 1 者であるため、京都府内の業者まで条件を広げています。
○入札参加業者について 市内に営業所を有する業者はどの業者か。	今回は参加していません。

意見・質問	回答等
○塗料について 市で指定しているか。	標準的なものを使用してもらっています。
○予定価格について (3) 簡単な工事で一般的な諸経費率で積算すると予定価格が高くなってしまふ今回のような事例は過去にもあったか。	過去に 50%台の落札率となった事例はあります。
○工事の履行確認について (1) 落札率が低い場合、この落札金額で工事の履行が可能か落札業者に確認はするのか。	今回は直接的に確認はしていません。
○工事の履行確認について (2) 場合によっては、落札業者に確認することはあるということか。	簡単な工事であるから最低制限価格を設定していないということであり、基本的には考えていません。
○最低制限価格について (2) 最低制限価格を設定する理由の 1 つとして、業者の利益確保ということがあるのであれば、最低制限価格がない場合でも、本当にこの落札金額で工事が履行できるのかを確認したり、見積もり内容を精査した上で発注したりすることが必要ではないか。	今回は落札金額に近い入札金額の業者もいるため、確認には至っていないが、落札業者だけが極端に低い入札金額であるような場合については確認等も検討していきたいと考えます。

2 令和2年度 京丹後市浄化槽設置工事その 26 …… 一般競争入札

※ 落札率が 100%であった案件。

意見・質問	回答等
○入札金額について (1) かなり精度の高い見積りが可能であるなら、なぜ失格した業者がいるのか。	何かミスをされたり、勘違いをされたりしたのではないかと考えます。

意見・質問	回答等
<p>○落札率について</p> <p>他の浄化槽工事はだいたい 87% 辺りの落札率であるのに対して、今回 100%になっているのはなぜか。</p>	<p>近くに川があり、山を背負っているため、難しい工事になる可能性があると考えられたのではないかと考えます。</p>
<p>○最低制限価格について (1)</p> <p>設計金額は 500 万円未満であるが、簡単な工事ではないから最低制限価格が設定されているのか。</p>	<p>単一工種ではないことや施工上の安全管理を考慮し、最低制限価格は必要であると考えています。</p>
<p>○最低制限価格について (2)</p> <p>予定価格と最低制限価格の差が 40 万円ぐらいであるが、これぐらいの狭い範囲で応札する案件も結構あるのか。</p>	<p>はい。</p>
<p>○入札金額について (2)</p> <p>今回のような入札結果が特別な形になっているものについては、業者にヒアリングをして、原因を把握するよう過去の入札監視委員会でも意見を付しているが、どのように考えているか。</p>	<p>今後聞き取り等が必要であれば、検討していきたいと思えます。</p>

### 3 木津地区管渠布設工事その 20 …… 一般競争入札

※ 災害復旧事業協力者支援工事で落札率が高かった案件。

意見・質問	回答等
<p>○予定価格について</p> <p>落札率 99.37%で 2 者が抽選となっているが、2 者とも 100%のつもりで応札しており、予定価格が間違っているということはないか。</p>	<p>予定価格の積算については、複数の係員でチェックしており、今回についても積算誤りはありません。</p>

意見・質問	回答等
<p>○入札金額について</p> <p>2 者の入札金額が同額になった理由はわかるか。</p>	<p>今回の下水道工事についても毎年同じ構成での設計書となっており、見積もりも入札前に事前に公開しており、参照した物価指標についても規格等を公開しているため、予定価格の算定については容易ではないかと考えています。</p>
<p>○工事内訳書について (1)</p> <p>法律上、入札金額の積算に用いた資料を業者から出してもらうことは可能か。</p>	<p>落札後に業者から工事内訳書を提出してもらいますので、そちらで確認することは可能です。</p>
<p>○工事内訳書について (2)</p> <p>平成 20 年頃に国から地方公共団体に対する入札契約適正化法に基づく要請の中で、入札時における工事内訳書の提出等の促進というのがあったかと思うが、それは義務ではないのか。</p>	<p>平成 20 年頃は、電子入札がまだ主流になっていない時期かと思いますが、紙入札で実施している場合には、会場入札の場所以入札参加者に工事内訳書を提出してもらっていた時期もあります。</p>
<p>○工事内訳書について (3)</p> <p>電子入札では工事内訳書を提出してもらいにくいということか。</p>	<p>現在、電子入札で業者から工事内訳書を提出してもらっており、落札業者の工事内訳書を確認しています。</p>
<p>○工事内訳書について (4)</p> <p>2 者の工事内訳書が資料としてあるということか。</p>	<p>あります。</p>
<p>○工事内訳書について (5)</p> <p>2 者の工事内訳書を見れば、入札金額をどう計算したかがわかるということか。</p>	<p>工事内訳書を見れば、確認することはできます。</p>
<p>○工事内訳書について (6)</p> <p>今回はまだ確認していないのか。</p>	<p>詳細なところは確認していません。</p>

意見・質問	回答等
<p>○工事内訳書について (7)</p> <p>今回は同額入札であり、入札時に工事内訳書を添付しているのであれば、どういう計算方法で同額に至ったのかを確認してもいいのではないか。</p>	<p>業者から提出された内訳書は、電子入札システムに一定期間保存されていますので、まだ残っているようであれば、確認させていただきます。</p>

#### 4 浅茂川地区管渠布設工事その8・・・指名競争入札

- ※ 災害復旧事業協力者支援工事として、一般競争入札を行ったが、参加申請受付後に発注者側の都合により中止したため、参加申請のあった業者に対し、指名競争入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○入札中止について</p> <p>発注者側の都合で中止した経緯を教えてください。</p>	<p>応札した後に設計書に違算があることがわかったため、開札までに中止しました。</p>
<p>○入札金額について</p> <p>管渠布設工事は抽選になる場合が非常に多く、そこまで単純な工事でもないような気はするが、こんなに入札金額が揃うことに納得がいかない。</p>	<p>4月から同種工事を何本も発注し、見積もり価格や参照した物価資料の規格等についても公開しているので、これらを基に積算すれば予定価格の算定は容易ではないかと分析しています。</p>
<p>○工事内訳書について</p> <p>工事内訳書を確認する予定はないのか。</p>	<p>落札者の工事内訳書は確認しているため、もう1者の工事内訳書がシステムに残っていましたら確認させていただきます。</p>
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (1)</p> <p>今回の抽選で外れた業者が同じ開札日の別の工事で100%で落札しているが、この2つの工事は関連性があるのか。</p>	<p>この2つの工事はともに災害復旧事業協力者支援工事であり、この時期に残っている対象業者は2者のみでありました。また、同じ開札日であり、仕組みとしては2者のどちらかがどちらかの工事を取ることになっていますので、結果として設計金額と同額で応札されたのではないかと推測しています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (2)</p> <p>災害復旧事業協力者だから 100%で落札させてあげていると考えたらよいか。</p>	<p>いいえ。結果的に 2 者とも 100%で応札されたということであり、市としては 100%で落札させてあげているという意識はありません。</p>
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (3)</p> <p>抽出案件ではない方の工事も一般競争入札を中止して、指名競争入札を行っているのか。</p>	<p>抽出案件ではない方の工事も一般競争入札を行いました。が、抽出案件の工事の中止により、同じく中止とし、応札後の中止であったため、指名競争入札を行っています。</p>
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (4)</p> <p>この 2 つの指名競争入札を付した時点で、結果的には 2 者のどちらかが必ず落札されることが確定していたということか。</p>	<p>入札の仕組み上、予定価格と最低制限価格の範囲内で応札されなかったり、参加されなかったりする可能性はありました。</p>
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (5)</p> <p>抽出案件ではない方の工事は抽選になっていないが、2 者の応札があったのか。</p>	<p>まず、抽出案件の工事で 2 者のうち 1 者が落札し、抽出案件ではない方の工事では、その 1 者は取りぬけという形でもう 1 者だけが残ることになるため、抽選になっていません。</p>
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (6)</p> <p>抽出案件ではない方の工事も 2 者とも 100%で応札されたのか。</p>	<p>抽出案件の工事の落札業者は、抽出案件ではない方の工事では、取りぬけで無効扱いとなるため、入札金額はわかりません。</p>

## 5 令和 2 年度 京丹後市議会議場映像・音響設備改修工事 … 随意契約

※ 初度の一般競争入札において、入札が不落となり、再度入札においても予定価格の制限の範囲内で入札したものがいなかったため、不落となり、再度、指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○採用決定の経過について</p> <p>採用者に決定した経過は、また見積りを出してもらい、決定したということか。</p>	<p>入札が2回不落となった後、随意契約で見積もりを出していただき、採用者を決定しました。</p>
<p>○採用金額について (1)</p> <p>採用者は最初の入札から1,000万円ぐらい金額を削られているが、どこを削られたのか。</p>	<p>今回、予定価格と入札金額との差が大きかったため、採用者を決定した後に、採用者へヒアリングを行ったところ、今回の工事はマイクやカメラの設備機器が金額のほとんどを占めているが、最初の入札で参考にされていたところとは違う見積り先から見積もりを取られて、最終的な金額を出されたと聞いています。</p>
<p>○設備機器の見積もりについて</p> <p>設備機器の見積り先を変えられたのは、入札の時はできなかったが、随意契約の時はできたということか。</p>	<p>どうしてそのようにされたかまではわからないが、予定価格を超過している状況があった中で、そういった対応をされたと推測しています。</p>
<p>○予定価格について</p> <p>入札の予定価格を算出する時に想定していた設備機器の価格は、後から検証しても適正であったのか。</p>	<p>設計の際には、複数業者に見積もりを依頼して、設計金額を決定し、予定価格を決定していますので、適正であったと考えます。</p>
<p>○設計金額について</p> <p>専門業者5者が初度の入札で4,400万円ぐらいで応札されているが、入札の条件として2,800万円ぐらいの機器を使うということが読み取れなかったということはないか。</p>	<p>採用者からのヒアリングで、電気関係の部品は流通によってかなり金額の開きがあると聞いています。市としては、複数の業者に見積もりを依頼して設計を組んでいる中で、当初の入札では金額の差が大きかったが、最終的には見積り先を変えられたことで予定価格の範囲内で収まっていますので、設計としては適正であったと考えています。</p>
<p>○採用金額について (2)</p> <p>採用者の3回目の見積り金額が1,000万円以上安くなっているが、不思議ではないか。</p>	<p>今回入札と随意契約を繰り返す中で、最後に金額が下がったということもありましたので、その状況をヒアリングで確認しています。そのヒアリングでは、見積り先を変えたことで、金額が安くなったと聞いています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○見積依頼について</p> <p>採用者への3回目の見積依頼と同じ条件で、採用者以外の業者にも見積依頼すれば、採用金額前後の見積金額が出てきたのではないか。</p>	<p>入札から随意契約で採用になるまで設計内容は一切変えていませんので、3回目の見積依頼で条件を変えたから金額が下がったということではなく、入手する見積先を検討されて、最終的な見積金額を出していただいたと考えています。</p>
<p>○採用金額について (3)</p> <p>採用者は1回目も2回目も4,000万円前後の見積金額であるから予定価格を積算できていないと思うが、3回目は見積先を変えたらたまたま予定価格以下になったということか。</p>	<p>業者は、見積もりを取り、その金額を基に予定価格を積算すると思うが、単価等は公表していないため、見積先を変えられたことで、予定価格を下回る金額が出てきたと思っています。</p>
<p>○別の工事との関係性について</p> <p>採用者が今回の工事の数日後に別の工事を入札不落による随意契約で取られているが、今回の工事と関係があるのか。</p>	<p>今回の工事とは関係がありません。</p>

#### 6 令和2年度 内山ブナ林散策道木製階段改修工事・・・随意契約

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないとき）の規定に基づき随意契約を行い、落札率が100%であった案件。

意見・質問	回答等
<p>○参考見積もりについて</p> <p>採用者以外の業者から参考見積もりを徴取しているか。</p>	<p>採用者からのみ参考見積もりを徴取しています。</p>
<p>○随意契約の理由について</p> <p>相当人数が必要な工事なので、他の業者では難しいということか。</p>	<p>人数というより、現場に合わせて特殊な森林施業に準じた作業が必要であるため、森林施業のノウハウを持つ業者に対して随意契約を行っています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○採用者について</p> <p>採用者は、元々この近辺の山林を管理している業者なのか。</p>	<p>近隣の保安林や市の造林地の整備を行っています。</p>
<p>○業者選定について</p> <p>今回の案件は採用者以外の業者では施工が無理そうであるということが予めわかっている案件か。</p>	<p>はい。使用する間伐材の資材も採用者が作っていますので、その辺りも含めて採用者がふさわしいだろうということで1者に対する随意契約を行っています。</p>
<p>○設計金額について</p> <p>これまでの類似工事等を参考的な金額として、今回の金額が妥当であるという判断を行った方がよいと思うが、どうか。</p>	<p>他の同様の工事もあると思いますし、今後補修を行う際には、その辺りを含めて参考にしたいと思います。</p>

7 令和2年度 竹野・沖田農業用水管移設工事・・・随意契約

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○随意契約の理由について (1)</p> <p>なぜ分離施工は困難なのか。</p>	<p>道路沈下等の施工不備が生じた場合、分離施工をしていると、転圧不足等の施工責任の所在が不明確となるためです。</p>
<p>○随意契約の理由について (2)</p> <p>道路工事に今回の工事を組み込むことはできなかったのか。</p>	<p>道路工事は京都府の発注ですので、発注機関が違います。</p>
<p>○随意契約の理由について (3)</p> <p>今回の工事は、京都府発注工事の業者に一緒にしてもらったということか。</p>	<p>はい。</p>

意見・質問	回答等
<p>○随意契約の理由について (4)</p> <p>分離施工が困難であることと随意契約にすることとは必然性があるのか。</p>	<p>施工責任の所在が不明確になるため、分離施工は困難であり、京都府発注工事の業者に対して随意契約を行ったということです。</p>
<p>○随意契約の理由について (5)</p> <p>京都府発注工事の業者に今回の工事をしてもらった方が工事費用や安全管理費用も安くなるという見通しがあったか。</p>	<p>はい。</p>
<p>○随意契約の理由について (6)</p> <p>農水管は京丹後市の所管で、上の道路が京都府の所管か。</p>	<p>農水管については、京丹後市が管理しているため、補償費をいただいて、施工を行っています。</p>

8 令和2年度 道の駅てんきてんき丹後エアコン改修工事・・・随意契約

- ※ 初度の一般競争入札において、入札参加者が最低制限価格未満で失格したため、入札が不調となり、再度、指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行い、落札率が低かった案件。

意見・質問	回答等
<p>○工事の品質確保について</p> <p>最低制限価格より300万円以上離れているが、工事の品質が確保できるとどうやって判断したのか。</p>	<p>契約締結後に業者から機器の承認願いを提出していただき、機器の仕様を確認しています。</p>
<p>○採用金額について</p> <p>エアコンの仕入れ等を工夫して安くされたのか。</p>	<p>業者の仕入れ内容についてはわかりかねますが、設計の際に市場価格を確認していますので、業者の機器入手努力によるところでないと推察します。</p>

意見・質問	回答等
<p>○見積金額について (1)</p> <p>初度の入札で最低の入札金額であった業者が随意契約ではかなり高い見積金額となり、初度の入札で高い入札金額であった業者が随意契約では低い見積金額となっているが、どう理解したらよいか。</p>	<p>初度の入札は最低制限価格未満の応札により不調となっており、随意契約では最低制限価格を設けていなかったが、前者は最低制限価格を上回らないといけないと判断され、高い見積金額を出されたのではないかと推察します。後者は、随意契約では最低制限価格がないことを理解された上で、応札意欲があったため、初度の入札での最低入札金額450万円を下回る見積金額を出してこられたのではないかと推察します。</p>
<p>○見積金額について (2)</p> <p>前者は随意契約で最低制限価格がないことを知らなかったのではないかということか。</p>	<p>あくまで推察ですが、そのように考えられるということです。</p>
<p>○最低制限価格について (1)</p> <p>入札では最低制限価格を設けて、随意契約では外して、結果的には最低制限価格未満の金額で受注されて、工事も普通に行われ、何の支障もないということであれば、最初から最低制限価格を設ける必要はないのではないか。</p>	<p>工事の入札については、予定価格と最低制限価格を設けてその範囲内で決めるということが、地方自治法で定められていますが、随意契約については、その規定がありません。</p>
<p>○最低制限価格について (2) (意見)</p> <p>ルール通りやっているということであるが、実態を考えると、同じ工事をするのに、やり方の違いによって取扱いが異なるというのは違和感がある。根本的なルールのあり方を含めて検討していただきたい。</p>	

「3 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
<p>○指名停止の措置要件について 逮捕された後、不起訴や嫌疑不十分で釈放されても指名停止は覆らないのか。</p>	<p>逮捕されたという事実で指名停止を行っており、その後に不起訴になった場合に取り消しになるかどうかについては、指名停止のままであると理解しています。</p>
<p>○指名停止期間について (1) 措置要綱第4条第3項に「情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる」とあるが、過去にそういった事例はあるか。</p>	<p>過去にそういった事例はありません。</p>
<p>○指名停止期間について (2) 逮捕されたが、実際はやっていないことが後でわかった場合、理屈上は措置要綱第4条第3項が使えるかもしれないということか。</p>	<p>はい。</p>

2 談合情報対応状況の報告

内 容
<p>今回はありません。</p>